

議第20号

京都市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

京都市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市旅費条例の一部を改正する条例

第1条 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「場合には、」の右に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

第2条 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(旅費の支給)

第2条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の規定による旅費との均衡を考慮して別に定めるところにより、職員（職員であった者を含む。）又はその遺族に対し、旅費を支給する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条本文中「旅費は」の右に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費法の規定による旅費との均衡を考慮して別に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に改める。

第4条から第14条までを削り、第15条を第4条とし、第16条を削る。

第17条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例施行」を「条例の施行」に改め、「について」を削り、「市長」の右に「又は任命権者」を加え、同条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の条例の規定は、適用せず、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 4 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「同条例の規定による旅費相当額」に改め、同条各号を削る。

- 5 京都市消防団員旅費条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(費用の弁償)

第1条 京都市消防団員が公務のため旅行するときは、費用弁償として京都市旅費条例を準用し、同条例の規定による旅費相当額をその都度支給する。

第2条を削る。

第3条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第2条とする。

- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「に定める赴任」を「の規定による赴任した場合の旅費」に改める。

- 7 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「別表の特級相当額」を「の規定による旅費相当額」に改める。

- 8 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条後段を削る。

(関係条例の一部改正に伴う適用区分)

- 9 附則第4項の規定による改正後の京都市報酬及び費用弁償条例第5条の規定、附則第5項の規定による改正後の京都市消防団員旅費条例の規定、附則第6項の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第6条の規定、附則第7項の規定による改正後の京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例第5条の規定及び前項の規定による改正後の京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第18条の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

職員の旅費に関する事項を改める必要があるので提案する。